

平成 27 年 1 月 22 日

「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）」に対する意見

公益社団法人日本監査役協会

平成 26 年 12 月 17 日付で公表された「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）」について、当協会の意見を以下のとおり申し述べます。

記

このたび意見募集のため公表された「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）」は、「会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組み」である『コーポレートガバナンス』の実現」という本コード制定の趣旨が十分に反映された内容と評価できます。

我が国の上場会社の 98%が採用している監査役会制度では、監査役及び監査役会は、非業務執行役員として取締役会とともに業務執行への監督機能の一翼を担っております。監査役及び監査役会の役割・責務についての言及が、取締役会及び社外取締役に比べて少ないと感じる面もありますが、監査役会はその半数以上が強固な独立性を有する社外監査役であり、社外取締役と同様に非業務執行役員として独立性が担保されている機関です。また、監査役、とりわけ常勤監査役は、高度な情報収集力を有しており、この両者が有機的に組み合わせることで実効性のあるガバナンスが実現できることは補充原則 4-4①にあるとおりです。加えて、同じく補充原則 4-4①にあるとおり、常勤監査役の高度な情報収集力は、社外取締役がその機能を果たす上でも非常に有用であり、当協会としては、監査役会と社外取締役との連携のあり方について、より一層の研究を進める所存です。なお、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社における監査等委員または監査委員においても同様に常勤者の設置が極めて有用と考えています。

さらに、本コード「経緯」及び「背景」の 14、並びに基本原則 4 の「考え方」にあるとおり、監査役会設置会社制度、監査等委員会設置会社制度、指名委員会等設置会社制度は、優劣をつけるべきものではなく、個社の事情に応じて最適な制度設計を選択することになります。いずれの機関設計を採用する場合でも創意工夫による機能の実質的かつ十分な発揮が重要であります。

この点は、監査役会設置会社における指名・報酬・ガバナンス等に関する独立性の高い諮問委員会を任意に設置するなど説明責任を強化する取り組みや、多くの指名委員会等設置会社における常勤の監査委員を任意に設置するという取り組みなど、

それぞれの機関設計における「ガバナンスの実効性を高めようとする実務の取り組み」（ベストプラクティス）を反映するものであり、当協会も重要なポイントであると考えます。

本コード原則4-4において、「監査役及び監査役会は自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである」とされていることは、監査役及び監査役会に対して従来の役割・責務を超えた社会の期待があることを示しており、その期待に応じてゆくことが求められています。当協会としては、今後制定されるコーポレートガバナンス・コードを受けて、監査役及び監査役会、または監査等委員会、監査委員会が果たすべきコーポレートガバナンスにおける役割・責務についての具体的な検討を進め、実務指針等への反映を図る所存です。

また、コーポレートガバナンスを支える役員人材の情報の蓄積・更新・提供の取り組みには協会として貢献してゆくとともに、研修等を通じてコーポレートガバナンス・コードの精神の浸透及び研鑽の機会の提供に努める所存です。

以上